

消防予第 188 号

昭和 62 年 10 月 27 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

既存の病院に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について(通知)

昭和 62 年 10 月 2 日に消防法施行令の一部が改正され、同施行令別表第 1(六)項イに掲げる防火対象物のうち病院にあつては、スプリンクラー設備の設置の義務付けを床面積の合計が 6,000 m²以上から 3,000 m²以上とされ、昭和 63 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。これに伴い、既存の病院についても昭和 71 年 3 月 31 日までに、現行の基準に従つてスプリンクラー設備の設置が義務付けられたところであるが、既存の病院のなかにはスプリンクラー設備を現行の基準に従つて設置することが困難であるものが見受けられること等特殊な状況にあること等を勘案して、既存の病院に対し、消防法施行令第 32 条の規定を適用する場合の特例基準を下記のとおり定めたので、その運用について格段の配慮をされるとともに、貴管下市町村にもこの旨示達の上よろしく御指導願いたい。

記

1 防火区画等による特例措置

(1) 病院の病室及びこれに準ずる室並びにこれらに面する廊下部分(以下「病室等」という。)以外の部分が、次のア、イ又はウに該当する場合には、当該部分にスプリンクラー設備を設置しないことができるものであること。

なお、地階に存する病室等以外の部分については、本規定を適用しないこととしているが、当該地階部分にドライエリアが設置されており、かつ、避難及び外部からの消防隊の進入が有効になされる場合には、本規定を適用しても差し支えないものであること。

ア 主要構造部が耐火構造である病院において、バルコニー等(異なる防火区画相互を連結しているもの又は避難階若しくは地上に通ずる階段若しくは避難器具が設けられているものに限る。)に直面している居室(地階、無窓階及び 11 階以上の階に存するものを除く。)が、次の(ア)から(ウ)までに該当する場合の当該居室及びこれに面する廊下(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根。以下同じ。))の仕上げが不燃材料又は準不燃材料でしたものに限る。)の部分

(ア) 400 m²以内ごとに耐火構造の壁、床又は防火戸で区画されていること。

(イ) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、消防法施行規則(以下「規則」という。)第 13 条第 1 項第 1 号イの規定に適合するもの(防火薬液、防災壁紙等で表面処理する等の難燃措置を施したもの(「内装材の難燃措置に関する取扱いについて」(昭和 51 年 9 月 3 日付け消防予第 63 号)に定める基準に適合するものをいう。))を含む。以下イ及びウ並びに(2)イにおいて同じ。)であること。ただし、(ア)の区画面積を 100 m²以内とした場合の当該部分にあつては、この限りでない。

(ウ) (ア)の防火戸は、規則第 13 条第 1 項第 1 号ハの規定に適合するものであること。

イ 病院(主要構造部が耐火構造でないもの並びに地階、無窓階及び11階以上の階の部分を除く。)の診察室、検査室、事務室その他の病室等以外の部分及びこれらに面した廊下の部分が、次の(ア)から(エ)までに該当する場合の当該部分

(ア) 400㎡以内ごとに耐火構造の床、壁又は防火戸で区画されていること。

(イ) 壁及び天井の仕上げは、規則第13条第1項第1号イの規定に適合するものであること。ただし、(ア)の区画面積を100㎡以内とした場合の当該部分にあつては、この限りではない。

(ウ) 区画する壁及び床の開口部は、規則第13条第1項第1号ロに適合するものであり、当該開口部には、規則第13条第1項第1号ハの規定に適合する甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられていること。ただし、廊下の避難経路となる部分の開口部にあつては、当該開口部に規則第13条第1項第1号ハに適合する甲種防火戸(防火シャッターを除く。)が設けられている場合に限り、当該開口部の面積の合計を10㎡以下とし、かつ、1の開口部の面積を5㎡以下とすることができる。

(エ) 建築基準法施行令(以下「建基令」という。)第112条第9項及び第15項の規定による区画がなされていること。

ウ 病院(主要構造部が耐火構造でないもの並びに地階、無窓階及び11階以上の階の部分を除く。)の待合室、リハビリ室、講堂、食堂等(厨房、配膳室等を除く。)及びこれらに面した廊下の部分(以下「待合室等」という。)が、次の(ア)から(ケ)までに該当する場合の当該部分

(ア) 耐火構造の壁、床又は防火戸で区画されていること。

(イ) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、規則第13条第1項第1号イの規定に適合するものであること。

(ウ) 区画する壁及び床の開口部には、規則第13条第1項第1号ハの規定に適合する防火戸(廊下の避難経路となる部分の開口部に設けるものにあつては、防火シャッターを除く。)が設けられていること。

(エ) 待合室等から2以上の異なつた経路により避難することができるものであること。

(オ) 待合室等に設ける自動火災報知設備の感知器は、規則第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、煙感知器であること。

(カ) 建基令第112条第9項及び第15項の規定による区画がなされていること。

(キ) 露出配線は、不燃材料で被覆されていること等延焼防止上有効な措置が講じられていること。

(ク) 待合室等に使用されているカーテン、幕等の防災対象物品の防災性能及び防災表示は適正であること。

(ケ) 待合室等には、プロパンガスボンベの持ち込みが禁止されていること、夜間の見廻りが十分行われていること等防火管理体制が徹底していること。

(2) 病院(主要構造部が木造であるものを除く。以下同じ。)の病室等で、次のアからコまでに該当する場合には、当該部分にスプリンクラー設備を設置しないことができるものであること。

なお、この場合において病室等には、病室棟階に存する病室の機能維持のために直接関連する次に掲げるものを含めてよいものであること。

(ア) ナースステーション(処置室を含む。)

- (イ) リネン倉庫
- (ウ) 面会・談話室等患者の利用する室
- (エ) 配膳室及び患者食堂
- (オ) その他前(ア)から(エ)に類する部分

ア 1,500 m²以内ごとに耐火構造の壁、床又は防火戸で区画されていること。

イ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、規則第 13 条第 1 項第 1 号イの規定に適合するものであること。ただし、1 の区画面積を 400 m²以内とした場合又は煙感知器を設置した場合の当該部分にあつては、この限りではない。

ウ 区画する壁及び床の開口部には、規則第 13 条第 1 項第 1 号ハの規定に適合する防火戸(廊下の避難経路となる部分の開口部に設けるものにあつては、防火シャッターを除く。)が設けられていること。

エ 建基令第 120 条及び第 121 条の規定に適合する避難階段等が設けられていること。

オ 病室等に設ける自動火災報知設備の感知器は、規則第 23 条第 4 項第 1 号ニに掲げる場所を除き煙感知器又は規則第 23 条第 6 項第 1 号に定める熱感知器であること。

カ 建基令第 112 条第 9 項及び第 15 項の規定による区画がなされていること。

キ 露出配線は、不燃材料で被覆されていること等延焼防止上有効な措置が講じられていること。

ク 病室等に使用されているカーテン等の防災対象物品の防災性能及び防災表示は適正であること。

ケ リネン倉庫等可燃物が保管されている部分の出入口は、夜間施錠する等管理されていること。

コ 夜間の見廻りが十分行われていること等防火管理体制が徹底していること。

2 スプリンクラー設備に係る特例措置

(1) 既存の病院又はその部分で主要構造部が木造であるものは、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報設備、避難器具及び誘導灯が消防法施行令第 11 条、第 21 条及び第 24 条から第 26 条までの基準に従つて設置され、当該防火対象物の居室の部分から 2 以上の異なつた経路により有効に避難できると認められ、かつ、当該木造部分と木造以外の部分とが延焼防止上有効に区画されている場合は、当該木造部分にスプリンクラー設備を設置しないことができるものであること。

(2) 新たに設置義務が生じた病院で、スプリンクラー設備が既に設置されており、現行の基準に適合していないものにあつては、「既存防火対象物に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(昭和 50 年 7 月 10 日付け消防安第 77 号(以下「77 号通知」という。)) 第二 2 のスプリンクラー設備の特例措置によることができるものであること。

(3) スプリンクラー設備を新たに設置する場合においては、次に定めるところによることができるものとする。

ア スプリンクラー設備の非常電源は、77 号通知第二 1(1)、イ、ウ又はオの特例措置によることができること。

イ 規則第 14 条第 5 項第 1 号の表下欄のスプリンクラーヘッドの個数は、当該算定にかかわらず床面積の合計が 3,000 m²以上 6,000 m²未満にあつては 5 個以上とすることができること。

ウ スプリンクラー設備を設置する場合において、当該病院に屋内消火栓設備が設置されている場合にあつては、当該設備をスプリンクラー設備に改造しても差し支えないものであること。
この場合において、水源の水量及びポンプ能力については、前イに規定する個数に応じた値以上の値(水源の水量にあつては 8m³以上、ポンプの吐出量にあつては 450 /min 以上。)であることが必要であること。

なお、屋内消火栓設備をスプリンクラー設備に改造する方法については、その改造例を別途示す予定であること。

エ 病院の居室で、当該居室の壁の一辺の長さが 7.2m 以下であるものにおいて、次の(ア)から(エ)までに定めるところにより側壁型の閉鎖型スプリンクラーヘッド(以下「側壁型ヘッド」という。)を用いるスプリンクラー設備を設置したときは、当該側壁型ヘッドの有効範囲内の部分にあつては、令第 12 条の技術上の基準に従つてスプリンクラー設備を設置したものとみなして差し支えないものであること。

(ア) 側壁型ヘッドは、その相互の設置間隔を、水平距離で 3.6m 以下とし、かつ、当該側壁型ヘッドを取付ける壁と交わる両側の壁の接続部分から当該側壁型ヘッドまでの水平距離が 1.8m 以下となるように設けること。

(イ) 側壁型ヘッドは、当該側壁型ヘッドを取付ける壁面から 15cm 以内に設けること。

(ウ) 側壁型ヘッドのデフレクターは、天井面から 15cm 以内に設けること。

(エ) その他規則第 14 条第 1 項の規定に準じて設けること。

(4) 新たに設置義務が生じた防火対象物で、スプリンクラー設備に代えて、パッケージ型自動消火設備を設置した場合は、スプリンクラー設備を設置したものとすることができるものであること。

なお、この場合のパッケージ型自動消火設備の基準及び設置方法については、別途示す予定であること。

3 その他

1 及び 2 の措置は、消防法(以下「法」という。)第 17 条の 2 第 2 項第 4 号、第 17 条の 3 第 2 項第 4 号の規定による既存防火対象物における措置であるが、法第 17 条の 2 第 2 項第 2 号又は第 17 条の 3 第 2 項第 2 号の規定に基づき、防火対象物の既存の部分にも改正法令が適用されることとなる場合の当該既存の部分に限り、同様の取扱いをして差し支えないものであること。